

平成 18 年 2 月 25 日

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号
株式会社フュージョンパートナー
代表取締役社長 木下 朝太郎

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 18 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において、第 9 回新株予約権の発行を決議いたしましたので、商法第 280 条ノ 23 の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 本新株予約権の名称 株式会社フュージョンパートナー第 9 回新株予約権
2. 本新株予約権の総数 4,000 個
3. 申込期間 平成 18 年 3 月 14 日
4. 払込期日 平成 18 年 3 月 15 日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 4,000 株とする。ただし、本項第(2)号ないし第(4)号により、対象株式数(本項第(2)号に定義される。)が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により普通株式を新たに発行またはこれに代えて普通株式を移転(以下、普通株式の発行または移転を普通株式の「交付」という。)する株式の数(以下「対象株式数」という。)は 1 株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数は調整されるものとする。
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
 - (3) 当社が合併または会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式数を適切に調整するものとする。
 - (4) かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。ただし、かかる調整により対象株式数が 0 となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。
6. 本新株予約権の発行価額 1 個当たり 1,176 円(発行総額 4,704,000 円)
7. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 株当りの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、60,564 円とする。

8. 行使価額の調整

- (1) 時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済普通株式総数から普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額} \\ \text{調整前 調整後} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}} \end{array}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

9. 本新株予約権の行使期間 平成 18 年 9 月 15 日から平成 20 年 9 月 14 日まで

10. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
- (2) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

11. 本新株予約権の消却事由および消却条件

当社は本新株予約権の消却が必要と当社取締役会で決議した場合、本新株予約権の発行日の翌日以降いつでも、残存する本新株予約権の全部または一部を無償で消却することができる。なお、消却を行う場合には、当該消却日の前営業日までに本新株予約権者に通知するものとする。

12. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を得るものとする。

13. 新株予約権証券の発行

本新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

14. 本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本の額に組み入れない額

- (1) 本新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合における新株 1 株当たりの発行価額（以下「1 株当たり発行価額」という。）中資本に組み入れない額は、1 株当たり発行価額から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは 1 株当たり発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (2) 1 株当たり発行価額は、本新株予約権の発行価額及び本新株予約権の行使価額との合計額の 1 株当たりの金額とする。

15. 新株予約権の行使により発行される株式に対する配当金

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金または中間配当金（商法

第 293 条ノ 5 による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(本新株予約権払込期日現在 6 月 30 日および 12 月 31 日に終了する各 6 か月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

16.本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払い込みをなすべき額の算定理由

本新株予約権の行使価額および本新株予約権の行使期間により払込期日より 6 ヶ月間行使が制限されていること、当社取締役会はいつでも本新株予約権の消却の決議が可能なこと、およびその他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、1,176 円を本新株予約権 1 個の発行価額とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は平成 18 年 2 月 24 日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式の取引の終値を 3%上回る額とした。

17.募集の方法 第三者割当による。

18.割当先および割当数	四方田 毅	2,000 個
	中村 中	500 個
	古川 淳	500 個
	渡邊 幸	500 個
	加藤 誠	300 個
	柴田 貴代	200 個

19.上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上